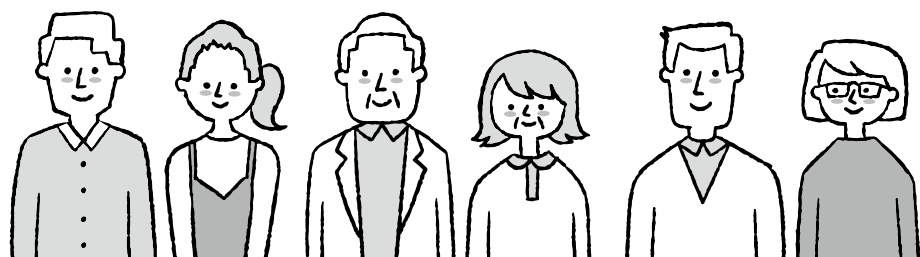


第 4 次 福 知 山 市 男 女 共 同 参 画 計 画

はばたきプラン 2021



令 和 3 年 3 月

福 知 山 市

～ 男女共同参画社会をめざして ～

世界各国においては、ジェンダー平等の実現を目標の一つとして掲げるSDGsの達成に向けた取組が加速しています。

また、我が国においては、少子高齢化の進展、人口減少社会の本格化、さらには自然災害や世界規模の感染症の拡大等の危機的状況に対応するため、新たな社会システムの構築が求められています。そのために男女共同参画を推進し、性別等に関わらずお互いを尊重し、その個性と能力を発揮する社会を確立する必要があります。



本市におきましては、福知山市男女共同参画計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けて、市民の皆様とともに取組を進めてまいりました。その結果、女性の参画は進み、ジェンダー平等に向けて一定の進展が見られます。

そうした中、2011（平成23）年3月に策定した第3次福知山市男女共同参画計画の計画期間の満了に伴い、男女共同参画に係る市民意識調査の結果や社会情勢の変化を反映させ、「第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021」を策定しました。本計画は、福知山市女性活躍推進計画としても位置づけております。

今後の計画の推進にあたり、引き続き市民の皆様とともに基本理念を共有しながら男女共同参画のまちづくりに努めてまいりますので、皆様のなお一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり御意見をいただきました福知山市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和3年3月

福知山市長 大橋 一夫

.....

- (1) 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重
- (2) 意識改革のための教育・学習と啓発の推進
- (3) 生涯を通じた女性の健康支援
- (4) 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

第一章

計画策定の背景

第一章 計画策定の背景

1 策定にあたって

福知山市では1992（平成4）年3月に福知山市女性行動計画「はばたきプラン」の策定以来、男女がともに幸せを実感できるまちづくりを進めてきました。

「福知山市男女共同参画推進条例¹」に基づき、2016（平成28）年3月に「はばたきプラン2011 後期計画」を策定し取組を進めてきましたが、2021（令和3）年3月で計画期限を迎えるにあたり、新たな計画として第4次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン2021」を策定しました。

策定にあたっては、2019（令和元）年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査²」（以下「意識調査」という。）の結果や男女共同参画に関わる社会情勢の変化を反映させ、「女性の人権の確立」「多様性を認め合う社会の確立」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）³の推進」「SDGs⁴の達成に向けた取組」に重点を置きながら、性別等に関わらずあらゆる人々が活躍することができる男女共同参画社会をめざします。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）⁵」が2015（平成27）年8月に成立したことを受け、本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」（福知山市女性活躍推進計画）として位置づけています。

¹ 福知山市男女共同参画推進条例

男女共同参画に関する基本的な考え方を定めて、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とした条例。

² 男女共同参画に関する市民意識調査

2019（令和元）年8月に実施した「男女平等」「仕事」「女性の社会参画」「仕事と生活の調和」「防災」などについて、市民の意識や行動などを知るための調査。

³ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

⁴ SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年に国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年～2030年までの国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

⁵ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、国・地方公共団体・事業主の責務等を明らかにしたもの。2019（令和元）年に改正され、女性の活躍状況の把握や数値目標の設定を含む行動計画の作成・公表等を義務づける事業主の対象範囲が拡大された。

2 計画の背景

(1) 世界の動き

国連は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年⁶」とし、これに続く 1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、ジェンダー平等をめざした本格的な取組を開始しました。国際婦人年を記念して開催された「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ）以来、4 回の世界女性会議が開催され、その都度国際的な合意文書が採択されています。

2000（平成 12）年 6 月に国連特別総会としてニューヨークで開催された「女性 2000 年会議」では、第 4 回世界女性会議（1995 年／平成 7 年）で採択された「北京宣言及び行動綱領」の各国政府における 5 年間の進捗状況と課題、今後の取組について討議がなされ、2005（平成 17）年に向けての戦略が「政治宣言」「成果文書」として採択されました。

同年には、第 49 回国連婦人の地位委員会が閣僚級会議として開催され「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、実施状況の評価・見直しを行うとともに、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際的に求める宣言が採択されています。

第 4 回世界女性会議から 15 年目を迎えた 2010（平成 22）年には、第 54 回国連婦人の地位委員会が開催され、「第 4 回世界女性会議 15 周年における宣言」等が採択されました。

2015（平成 27）年の国連サミットにおいて、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため「SDGs（持続可能な開発目標）」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030（令和 12）年までの国際目標として取組が進められています。

(2) 国の動き

国の男女共同参画をめぐる政策は、国連を中心とした動きの影響を受けながら展開してきました。

1977（昭和 52）年に「国内行動計画」が策定されて以来、我が国の男女共同参画をめざす計画は、ほぼ 10 年きざみの計画として展開されています。

この間、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女

⁶ 国際婦人年

1972（昭和 47）年国連総会において、女性の地位向上や男女平等の推進を目的に、1975（昭和 50）年を国際婦人（女性）年とすることを宣言。同年にメキシコシティで開催された第 1 回世界女性会議では、その目的達成のために国際社会や各国内で取り組む〈世界行動計画〉が採択され、女性の状況改善をめざして以後 10 年間の指針が立てられた。

雇用機会均等法⁷⁾の公布（1985年／昭和60年）、「女子差別撤廃条約⁸⁾」の批准（同）、「育児休業法」の公布（1991年／平成3年）など、国際条約の批准や各種法律・制度の整備により、男女平等に向けた取組がなされてきました。

1999（平成11）年には男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。この基本法では、男女共同参画社会の形成が「21世紀の最重要課題」とであると位置づけられています。そして、2000（平成12）年12月、男女共同参画社会基本法に基づく初の計画として、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2001（平成13）年1月、中央省庁の再編により、男女共同参画室は男女共同参画局に格上げされ、「男女共同参画審議会」はより強い機能をもつ「男女共同参画会議」として改組され、国内推進体制が強化されました。

同年には、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになる、配偶者等からの心身への暴力被害を防止する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・一部施行され、翌年には完全施行されました。そして2004（平成16）年、2008（平成20）年に見直され、2013（平成25）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）⁹⁾」に改められました。また、2019（令和元）年、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」により、内容が一部改正されました。

2003（平成15）年に「少子化社会対策基本法¹⁰⁾」が成立し、2010（平成22）年12月には、「女性の活躍による経済社会の活性化」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」などの視点を強調した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2007（平成19）年には、やりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などに

⁷⁾ 男女雇用機会均等法

1986（昭和61）年4月、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として施行された法律。1997（平成9）年6月に女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。

⁸⁾ 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

1979（昭和54）年に国連総会で採択され、女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。日本は1985（昭和60）年に批准している。

⁹⁾ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者やパートナーからの暴力の防止や被害者の保護・救済を図るため、行政は基本方針や計画を定め、配偶者暴力相談支援センターを設置し必要に応じ被害者を保護し、裁判所は身体に対する暴力に対し保護命令を発令することなどを示した法律。前文には「被害者の多くは女性であり、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにこの法律の施策を講じることが必要である」としている。

¹⁰⁾ 少子化社会対策基本法

少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

においても多様な生き方が選択、実現できる社会をつくるため「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章¹¹」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針¹²」が策定されました。

2015（平成 27）年 8 月には「女性活躍推進法」が成立し、同年 12 月、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、「女性のあらゆる分野への参画拡大に向けたポジティブ・アクション¹³」「女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化」「男女共同参画からの防災・復興の取組」「国際社会への積極的な貢献、評価の向上」といった項目が強化されることになりました。

また、2018（平成 30）年に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律¹⁴」が施行されました。翌 2019（平成 31／令和元）年には「働き方改革関連法¹⁵」が施行されたほか「女性活躍推進法」の改正により、ハラスメント対策が強化され、それに伴い「育児・介護休業法¹⁶」「男女雇用機会均等法」などの内容も一部改められました。

このように、国の男女共同参画をめぐる政策は充実の方向で進んでいます。

（3）京都府の動き

京都府では、1981（昭和 56）年に「婦人の地位向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」、1989（平成元）年に男女平等と共同参画の 21 世紀社会をめざす京都府行動計画「K Y O のあけぼのプラン¹⁷」、2001（平成 13）年に「京都府男女共同参画計画－新 K Y O の

¹¹ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、めざすべき社会の姿を示し、政府・労働者団体・使用者団体の合意により策定された憲章。

¹² 仕事と生活の調和推進のための行動指針

「ワーク・ライフ・バランス憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」をつくるため、企業や労働者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めたもの。

¹³ ポジティブ・アクション

積極的改善措置。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものである。

¹⁴ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画を効率的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする法律。

¹⁵ 働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）

労働者それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇確保等のための措置を講ずるものである。

¹⁶ 育児・介護休業法（育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児や介護を行いながら就労する労働者が育児・介護と就労のいずれかを選択するのではなく、どちらも両立させることによって、出産・育児や介護を理由とした離職を減らし継続した雇用をすすめることを目的としている。事業主は、就労形態や育児・介護・子の看護のための休業・休暇の取得などの制度を設け、育児や介護を行う就労者に対する支援を行うことが定められている。

¹⁷ K Y O のあけぼのプラン

京都府における男女共同参画の現状と課題等を踏まえ男女共同参画社会の実現への具体的な道筋を示すための計画。

あけぼのプランー」が策定され、2004（平成 16）年には「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。

また、2006（平成 18）年 3 月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定され、2009（平成 21）年には配偶者等からの暴力を容認しない社会のさらなる推進をめざし改定されました。

2011（平成 23）年 3 月、京都府男女共同参画計画「K Y O のあけぼのプラン（第 3 次）」が策定され、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を新たな重点分野として施策が推進されました。

さらに、D V ¹⁸ 相談や児童虐待など家庭を取り巻く複雑・多様化する諸課題に的確かつ迅速に対応するために、「京都府家庭支援総合センター ¹⁹」が設置され、宇治（南部）と福知山（北部）の児童相談所には、総合相談と D V 相談の機能をもった「家庭支援センター」が設置されました。また、2015（平成 27）年には、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター『京都 S A R A』 ²⁰」が開設され、府下の相談機能の強化が図られました。

同年、女性の活躍推進組織として発足した「輝く女性応援京都会議 ²¹」において採択された 4 つの行動宣言に基づき、翌 2016（平成 28）年に「京都女性活躍応援計画 ²²」を策定し、女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース ²³」が開設されました。

（4）福知山市の取組

福知山市では、1988（昭和 63）年 7 月に女性政策担当窓口を社会労政課に設け、総合的な女性問題解決への取組を開始しました。

¹⁸ D V（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった男女間で行われる暴力的行為。身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、子どもを巻き添えにした暴力、性的暴力などが含まれる。

¹⁹ 京都府家庭支援総合センター

家庭を取り巻く諸課題に的確かつ迅速に対応するため、婦人相談所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合したもの。専門家による家庭支援サポートチームを設置し、複雑・多様化する家庭問題をワンストップで対応する。

²⁰ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター「京都 S A R A」

行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して、性暴力被害者に、被害直後から中長期にわたる総合的な支援（医療の支援、相談、カウンセリング等心理的支援、法的支援等）を提供する。

²¹ 輝く女性応援京都会議

2015（平成 27）年に京都における女性活躍の加速化に向け、経済団体等と行政が連携して発足した。

²² 京都女性活躍応援計画

「輝く女性応援京都会議」の構成団体が京都における女性の活躍を推進するために連携して取り組むにあたっての基本的な考え方を示している。

²³ 京都ウィメンズベース

「京都女性活躍応援計画」に掲げる取組を短期集中的に実施するため、女性活躍支援拠点として 2016（平成 28）年に開設された。

1989（平成元）年10月、女性行動計画策定のため市民の組織である「福知山市女性政策問題検討委員会」と市の内部組織である「福知山市女性問題対策推進協議会」を設置し、1992（平成4）年に福知山市女性行動計画「はばたきプラン」を策定しました。

2001（平成13）年3月、福知山市男女共同参画計画「新はばたきプラン」を策定し、さまざまな取組を行ってきました。また、プラン推進にあたって意見を求めるため、「福知山市男女共同参画推進懇話会」を設置しました。

2002（平成14）年4月には、人権尊重を基盤とした男女共同参画の推進をめざし、担当部署を人権推進室男女共同参画推進係に改編しました。

2006（平成18）年10月には「男女共同参画推進条例」を制定し、福知山市の男女共同参画の理念を定め男女共同参画を推進しています。さらに、条例に基づき同年12月に「福知山市男女共同参画審議会²⁴」を設置し、男女共同参画に関する重要な事項の調査・審議を行っています。

2012（平成24）年3月、DVや児童虐待などあらゆる暴力を許さない社会の実現に向けて、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画²⁵」を策定しました。

同年、「福知山市第4次総合計画後期計画（福知山市総合計画）²⁶」を策定し、「はばたきプラン2011」に基づき男女共同参画社会の実現に努めることとし、同年策定した「第2次福知山市人権施策推進計画²⁷」においても「女性の人権問題」の項目でその位置づけを明記しました。

2015（平成27）年8月、男女共同参画社会や人権が尊重された社会の実現をめざすための拠点施設として、ハピネスふくちやま3階に「福知山市男女共同参画センター²⁸」を設立しました。また、2016（平成28）年3月には「はばたきプラン2011後期計画」を策定し、福知山市女性活躍推進計画としても位置づけました。

²⁴ 福知山市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する市の取組についての審議や男女共同参画計画の策定にあたって市に対し意見を述べる機関。

²⁵ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画

DVが犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり許されない行為であることを市民の共通認識とし、DVの根絶をめざし、DVの防止、被害者の保護・自立支援を総合的に推進するための計画。福知山市におけるDV対策の基本方向及び今後の取組を示す。

²⁶ 福知山市第4次総合計画後期計画（福知山市総合計画）

市の将来像の達成に向け施策を体系化し総合的・計画的なまちづくりの基本方針や施策、基幹事業などを定めた計画。

²⁷ 第2次福知山市人権施策推進計画

人権問題の解決に向けて人権教育・啓発、協働・支援、保護・救済の施策に重点を置いた取組を総合的に推進するための計画。

²⁸ 福知山市男女共同参画センター

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画、調整、実施し、市民などが行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点施設。

2017（平成 29）年 5 月には「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 2 次）」を策定しました。

第二章

基本理念と
基本的な考え方

第二章 基本理念と基本的な考え方

1 基本理念

「はばたきプラン 2021」は、「福知山市男女共同参画推進条例」の第3条を計画の基本理念とし施策を推進します。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 個人の尊重と自己実現の可能性の確保
- (3) 男女共同参画の推進を妨げる性別による固定的な役割分担の制度や慣行の見直し
- (4) 意思決定、方針決定過程への男女共同参画
- (5) 家庭生活における活動とその他の活動の両立支援
- (6) 学校教育など教育の場での個人の尊重
- (7) 男女の生涯を通じた健康の確保
- (8) 国際的取組と協調のもとでの推進

これらの基本理念に基づき女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれずに個性や能力を発揮できる社会をめざします。

また、「福知山市人権施策推進計画」をはじめ、「福知山市地域福祉計画²⁹⁾」「福知山市子ども・子育て支援事業計画³⁰⁾」「福知山市高齢者保健福祉計画³¹⁾」「福知山市障害者計画³²⁾」

²⁹⁾ 福知山市地域福祉計画

「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、一人ひとりの人権の尊重や人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合う「顔の見える関係づくり」、お互いに認め合い支え合う「共に幸せを生きる社会づくり・まちづくり」をめざすための「理念」と「仕組」を定めた計画。

³⁰⁾ 福知山市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を確保することを目的に子どもへの支援と教育・保育に関する事業や施策を定めた計画。

³¹⁾ 福知山市高齢者保健福祉計画

高齢者がそれぞれの健康状態や生活様式などに応じて、住みなれた地域で健やかに充実した生活ができるとともに、いきいきと社会参加でき、安心・安全に暮らせるよう、介護保険制度上の各種サービスの見込量や必要量を定めるとともに、介護予防事業や健康づくり事業のほか、各種の福祉サービスの目標を定めた計画。

³²⁾ 福知山市障害者計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定めるもので、年度ごとに必要な障害福祉サービス等の利用見込量やその確保のための方策を定めた計画。

「福知山市地域防災計画³³」「福知山市立学校教育内容充実推進プラン³⁴」などの計画との整合性を図り、関係機関と連携し、より計画的・効果的に施策を推進します。

2 基本目標

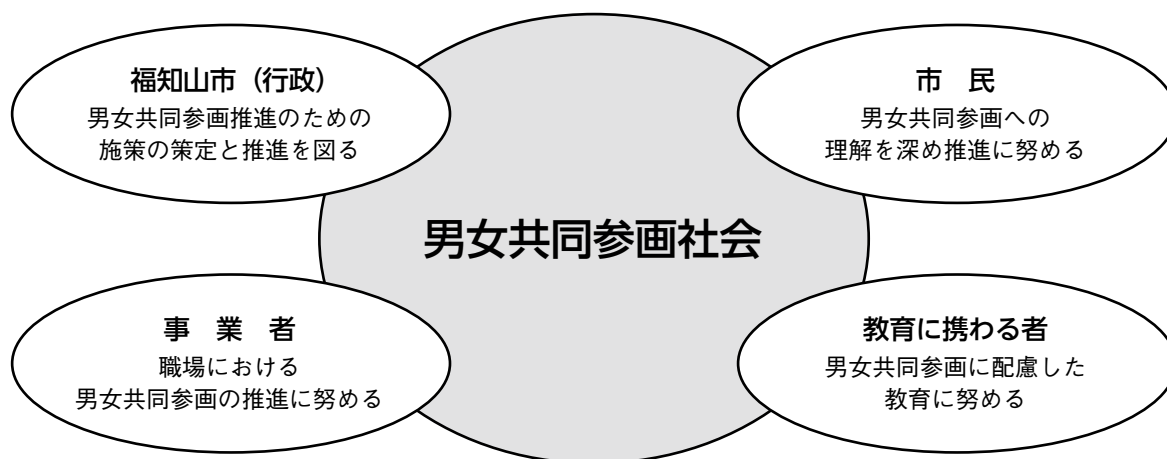
- I 性別等に関わらない一人ひとりの人権の尊重
- II 性別等に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり
～ワーク・ライフ・バランスの推進～
- III S D G s の達成に向けてあらゆる分野で男女共同参画・女性活躍に取り組む社会の実現

3 目標年度

- (1) この計画の目標年度は、2030（令和12）年度とします。
- (2) この計画は、社会環境の変化、市民ニーズの変化に対応するため、推進状況の成果を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 責務

「はばたきプラン 2021」では男女共同参画社会の実現に向けて福知山市（行政）、市民、事業者、教育に携わる者それぞれが果たすべき役割を「福知山市男女共同参画推進条例」の第4条から第7条により以下のとおり定めます。



³³ 福知山市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、災害予防、応急対策、復旧・復興にわたって市の防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

³⁴ 福知山市立学校教育内容充実推進プラン

新「教育のまち 福知山」の構築を掲げ、「子どもの将来を見据え、教師が学びの場をつくり、子どもたちが主体になって学びあい、家庭や地域社会が学び支え、市が学びを応援し、市の子どもは市が育て上げる」という理念のもと、21世紀の社会を見据え新たな課題に対応できることが期待される人物像を明確にし、新たな教育の創造に取り組む計画。

5 基本的な考え方

(1) 女性の人権の確立

女性の人権を著しく侵害する女性に対する暴力は依然として深刻な社会問題となっています。その一つであるDVはジェンダー³⁵に基づく社会的・構造的問題が背景となっており、女性の人権の確立を大きく阻害するものです。人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るためには、暴力を生まないための予防教育や女性に対する暴力を容認しない社会環境整備を進めるとともに、被害者の保護・自立支援に向けた専門的支援の強化・構築を図ります。

また、社会の仕組みを決める意思決定の場への女性の参画が少なく、女性があらゆる分野に参画する機会が確保されているとは言えません。

性別に関わらず自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、活力ある持続可能な社会を実現するためには、女性が参画しやすい条件を整備するとともに、性別に基づく固定観念がどちらかに不利に働かないようにしなければなりません。固定的な性別役割分担意識³⁶の解消のために、学校、家庭、地域などにおいてジェンダー平等³⁷の視点に立った教育や学習を行い、意識を醸成させる必要があります。

さらに、女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあるためには「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）³⁸」が確立される必要があります。この視点をもって、妊娠や出産等に関する女性の自己決定権が保障されるよう取り組みます。

³⁵ ジェンダー

社会的、文化的に形成された性別。人間には生まれつきの生物学的性（セックス／Sex）がある。その一方で、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別のことをさす。ジェンダーはそれ自体に良い悪いといった価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

³⁶ 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など性別を理由として役割を決めつける考え方をいう。

³⁷ ジェンダー平等

ジェンダー（社会的、文化的に形成された性別）に関わらず、社会全体のさまざまな状況において個人が平等な状況にあること。

³⁸ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された権利。「子どもを持つ」「持たない」「何人持つか」「出産時期」などに関して自分の意思で決めることができ、そのための健康を享受できる権利。

（２）多様性³⁹を認め合う社会の確立

社会には、年齢、性別、出身、国籍、障害の有無、性的指向⁴⁰・性自認⁴¹に関することなど、さまざまな違いをもった人たちがいます。

固定的な性別役割分担意識により、男だから、女だからと差別されたり、まわりの人と違うからと言って避けられたりすることなく、一人ひとりが多様性を認め合い、互いを尊重し持っている力を発揮できる社会を確立します。すべての人が国籍、民族等の異なる人々の文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながらともに生きていく多文化共生社会をめざします。また、性的マイノリティ⁴²は、性的指向や性自認等を理由として、社会的な偏見や生活上の困難に直面しています。性的マイノリティへの差別や偏見をなくするための知識や理解を深めるとともに、日常生活上の支障を取り除く支援が必要です。本市においては、多様な性を尊重するために、現条例の改正やパートナーシップ制度⁴³の導入を行います。

すべての人が性別等に関わらず、一人の人間として認められ、その個性と能力を発揮することができる社会づくりに向けて男女共同参画と多文化共生を推進し、取組を進めます。

（３）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

女性にとってだけでなく、男性にとっても、社会にとっても重要である男女共同参画社会の実現には、男女共同参画を職場や政治活動の場のみならず、家庭や地域といった生活の場へも広げていくことが重要です。

意識調査において、女性の就業率は８割近くとなり、夫婦の働く形は共働きへと移行し

³⁹ 多様性

色々なものがあること、変化に富んでいること。性別等や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

⁴⁰ 性的指向

どの性別を恋愛対象とするかを表すもの。同性が対象であれば同性愛、異性が対象であれば異性愛、両性とも対象であれば両性愛、どの性別も対象でなければ無性愛とされる。また、どのようなセクシュアリティも対象となる場合は全性愛とされる。

⁴¹ 性自認

自己の性別に関する認識をいう。

⁴² 性的マイノリティ

性的指向、性自認などのありようが性的多数派とは異なるとされる人たちのこと。少数だが、多様な性を持つ人たちのを表している。

⁴³ パートナーシップ制度

自治体が同性パートナーの関係を公的に認証する制度。法的に認められた婚姻とは異なり、相続などの法的な効力は発生しないが、パートナーシップ制度の導入により、誰もが暮らしやすい社会になることが期待される。

ています。このような社会変化を受けて、男女がともに家庭生活における責任を担うことが求められています。しかしながら、男性の家事・育児等への参加は少なく、男性の育児休業取得率についても上昇傾向にはあるものの、いまだ低い水準にとどまっています。その背景には、恒常的な長時間労働や休みが取りにくいなど、働き方の問題があります。

誰もが仕事と家事・育児等を両立できる環境を整備するためには、行政や事業主、労働者など社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進することが必要です。

新型コロナウイルス感染症⁴⁴の拡大が契機となり、テレワーク⁴⁵の導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性がもたらされています。このような「新しい生活様式⁴⁶」が普及していくことを踏まえ、長時間労働を是正し、男女がともに育児休業や年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進します。また、本市における合計特殊出生率⁴⁷は2.02⁴⁸と全国的にも高い水準となっています。家庭と仕事を両立しながら産み、育てやすい子育て支援をさらに充実させ、女性が安心して働ける環境を整備します。

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、家庭や地域生活などの各段階に応じて多様な生き方ができる社会の実現をめざします。

（４）ＳＤＧｓの達成に向けた取組

2015（平成27）年の国連サミットにおいて、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

目標の達成に向けて世界的に取組が加速する中、日本では、2019（令和元）年に開催されたG20サミット⁴⁹における大阪首脳宣言において、ジェンダー平等と女性のエンパワーム

⁴⁴ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）はコロナウイルスのひとつである。一般の風邪の原因となるウイルスや重度急性呼吸器症候群（SARS）や2012年以降発生した中東呼吸器症候群（MERS）が含まれる。一般的には飛沫感染、接触感染する。

⁴⁵ テレワーク

情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

⁴⁶ 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症を想定した生活様式。働き方の新たなスタイルとしてテレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンラインでの会議等が挙げられている。

⁴⁷ 合計特殊出生率

ひとりの女性が生涯に産むとされる子どもの数の推計。

⁴⁸ 2020（令和2）年7月発表、厚生労働省「平成25年～平成29年人口動態保健所・市町村別統計の概要」

⁴⁹ G20サミット

金融・世界経済に関する首脳会合。日本、米国などの19か国に加えて欧州連合（EU）の首脳が参加して毎年開催される。

⁵⁰ エンパワメント

誰もが生まれながらにして持っている潜在能力をひきだすこと。

ント⁵⁰は、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠であるとその重要性が再確認されています。本計画においても、あらゆる取組にジェンダー視点⁵¹を取り入れ、さらなるジェンダー平等の実現をめざします。

SDGsの達成に向けて持続可能な社会を次世代に引き継ぐために、あらゆる分野での女性の参画を拡大する必要があります。特に本市においては、近年大規模な災害が頻発しており、防災における男女共同参画の視点を一層強化し、地域防災のリーダーとなる女性を育成します。また、女性起業家支援を通して、自分の本来持つ力をひきだし発揮する女性のエンパワーメントに取り組めます。

以上のことを踏まえ、本市の男女共同参画に向けた施策は、次の3つの基本目標を定め本市の状況を勘案し、その特徴や事情を活かした展開を図っていきます。

基 本 目 標

- I 性別等に関わらない一人ひとりの人権の尊重
- II 性別等に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり
～ ワーク・ライフ・バランスの推進 ～
- III SDGsの達成に向けてあらゆる分野で男女共同参画・女性活躍に取り組む社会の実現

⁵¹ ジェンダー視点

ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）の存在に気づく視点。この視点によって性差別、固定的な性別役割分担意識、偏見等は社会的に作られたものであることに気づくことができる。

第三章

基本目標

第三章 基本目標

男女共同参画に向けた計画の体系

基本目標 I 性別等に関わらない一人ひとりの人権の尊重

課題 (1) 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重

- 具体的施策
- 1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力を容認しない社会づくり
 - 2 若年層へのあらゆる暴力の防止啓発
 - 3 社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止
 - 4 被害女性に対する救済と支援
 - 5 相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化

課題 (2) 意識改革のための教育・学習と啓発の推進

- 具体的施策
- 6 ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組
 - 7 多様なメディア・コンテンツにおける男女共同参画の推進
 - 8 市民への啓発の推進
 - 9 多様な選択を可能とするための教育・学習への対応
 - 10 職員研修の充実と人材の育成
 - 11 意識調査の実施

課題 (3) 生涯を通じた女性の健康支援

- 具体的施策
- 12 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進
 - 13 生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援

課題 (4) 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

- 具体的施策
- 14 性的マイノリティへの理解の促進
 - 15 社会の仕組みを変える働きかけ
 - 16 性的マイノリティへの相談体制の整備と支援

基本目標 II 性別等に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり ～ワーク・ライフ・バランスの推進～

課題 (5) 家庭・地域における男女共同参画の推進

- 具体的施策
- 17 家庭における男女共同参画の推進
 - 18 女性の社会参加のための子育て支援の充実
 - 19 男性の家事・育児等への参加の促進
 - 20 活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援
 - 21 地域での活動における男女共同参画の推進

課 題 (6) 職場における男女共同参画の推進

- 具体的施策 22 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
23 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
24 職場におけるハラスメントの防止
25 女性の就労支援
26 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進

基本目標 III SDGsの達成に向けてあらゆる分野で男女共同参画・女性活躍に取り組む社会の実現

課 題 (7) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

- 具体的施策 27 市審議会等の女性比率の向上
28 市幹部職員への女性登用
29 女性起業家支援
30 企業等における女性登用の促進
31 地域活動における女性登用の啓発

課 題 (8) 市民との協働体制の確立

- 具体的施策 32 女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成
33 NPOやボランティア団体との協働支援

課 題 (9) 防災における男女共同参画の推進

- 具体的施策 34 平時からの男女共同参画の実現
35 防災における男女共同参画の推進
36 防災の主体的な担い手としての女性の参画

課 題 (10) その他の課題

- 具体的施策 37 国際的協調と連携

※ ：福知山市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

基本目標Ⅰ 性別等に関わらない一人ひとりの人権の尊重

「人権が尊重される、人にやさしいまちにしたい」

男女共同参画社会の実現には、男女の人権が等しく尊重されていることが基礎となります。個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、出身、国籍、障害の有無、性的指向・性自認等に関わらず、多様性を認め合う社会をめざします。

《現状と施策の方向》

（１）女性に対する暴力の根絶と人権の尊重

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」など必要な法整備が図られています。本市においても2012（平成24）年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定し、配偶者等からの暴力の被害者の保護・救済に向けて関係機関と連携を進めてきました。

DVは、殴る・蹴るといった身体的な暴力だけでなく、暴言を吐く・無視するなどの精神的暴力や意に反する性行為の強要などの性的暴力なども含まれ、こういった暴力が複合的に行われる場合や子どもの前で暴力が行われる面前DV⁵²などが多くみられます。なお、面前DVがある場合には、児童虐待関連部署との連携を強化し、支援を行っています。

意識調査では、配偶者等からの暴力の被害については精神的暴力の割合が男女ともに高くなっている一方で、約7割の被害者が「相談しなかった」と回答しています。その理由については、「相談しても無駄だと思ったから（57.1%）」「相談するほどのことではないと思ったから（50.0%）」という回答が多くみられました。DVは、被害者自身がその被害に気づきにくい場合もあります。引き続き、DV等の暴力についての意識啓発を推進する必要があります。

近年、SNS⁵³などのインターネットを利用した交際相手からの暴力や性犯罪など、女性に対する暴力は多様化し、被害の低年齢化も進んでいます。本市では、若年層に向けたDVや性犯罪などの暴力を未然に防止する取組として、市内の中学生及び高校生を対象

⁵² 面前DV

子どもの前で暴力が行われること。子どもへの心理的虐待となり、その後の成長や発達に大きな影響を及ぼす。

⁵³ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

にデートDV⁵⁴防止ワークショップを実施しているほか、啓発リーフレットを作成し市関係施設や学校に配布しています。デートDV防止ワークショップや子どもが性犯罪・性暴力を含めたさまざまな暴力から自分の心と身体を守る暴力防止プログラムを引き続き実施し、暴力を生まないための予防教育を推進します。

また、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター『京都SARA』」、「京都府家庭支援総合センター」や警察などの関係機関と連携を図りながら、切れ目のないワンストップ支援体制を強化し、被害者の救済及び支援を行います。

すべての女性が一人の人間として生きがいのある人生を送ることができる社会をめざし、部落差別（同和問題）、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人などあらゆる人権問題を踏まえ、複合差別を受けることがないように計画的・系統的な取組を進めます。

このような人権尊重のまちづくりを進めるため、市民の先頭に立つ市職員が確かな人権感覚と指導力・実践力を醸成できるよう職員の研修に取り組みます。

（２）意識改革のための教育・学習と啓発の推進

意識調査では、男女平等だと感じている人の割合は前回の調査と比較して低下しています。社会の習慣、賃金、政治などの分野において「男性が優遇されている」と感じている女性の割合が高くなっています。

学校教育においては、約70%が「男女の地位は平等」と回答しています。学校教育はジェンダー平等を根づかせるにあたって極めて重要であり、適切な学習により意識の浸透が効果的に図られる場です。アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）⁵⁵は、育つ環境や所属する集団の中で潜在的に持つ思い込みや偏見を言い、誰もが持っているものです。知らず知らずのうちに持っている男女の役割に対する固定的な価値観や偏見を自覚し、意識をしていくことが非常に大切です。学校教育において、教育内容をジェンダー平等の視点で点検し、子どもたちの「自分らしさ」を基準に個性を伸ばし、性別等に関わらず多様な進路選択を可能にする教育を推進する必要があります。

また、家庭生活においても子どもたちがジェンダーという視点をもって、性差別や偏見等を持たないようにしていくために啓発の推進が必要です。

⁵⁴ デートDV

配偶者でもなく、同居もしていない親密な関係にある、特に若いパートナー間で起こるDVのこと。

⁵⁵ アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている偏見（バイアス）や固定観念のこと。

本市ではあらゆる人権問題の解決に向け、地域や家庭での実践に結びつけることを目的としてさまざまな講座を実施しています。今後も地域公民館の講座のほか若年層や男性など、対象者に沿ったテーマの講座を開催し、幅広く市民に対して啓発を推進します。

（３）生涯を通じた女性の健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、尊重し合い、生きていくことは男女共同参画社会の前提となります。女性は妊娠・出産や女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は女性の自分の身体に関する自己決定権を保障する重要な視点です。人生100年時代を見据えて、ライフスタイルの多様化や女性特有の健康課題に対応し、女性の生涯にわたる健康維持に向けて取り組みます。

また、女性は男性と比べ運動・スポーツの機会が少ないことに鑑み、自分に合った生涯スポーツ⁵⁶を通じて、女性のスポーツへの参加を推進し、健康増進及び社会参画を促進します。

（４）性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

すべての人がジェンダー平等・男女共同参画の重要性を正しく理解すると同時に、性的マイノリティへの社会的な偏見及び差別をなくし、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現することが望まれます。これまで男女の性別二元論による異性愛や固定的な性別役割を前提とした社会的な風潮があり、こうした中で性的マイノリティはさまざまな葛藤を抱えながら、周囲との違和感や孤立感を深めていました。国の自殺総合対策大綱においては、性的マイノリティの自殺念慮の割合が高いことが指摘されており、その背景には性的マイノリティへの無理解や偏見等があるとされています。

多様な性への理解促進に向けて、市職員や市民、企業・事業所に対する啓発に取り組むとともに、学校教育現場においても、性的指向や性自認等を理由としたいじめや差別を許さない適切な人権教育の推進や、悩みや不安を抱える児童・生徒のよき理解者となれるよう教職員の理解を深めていく取組が求められています。

また、同性パートナーについては、日常生活などにおいて色々な困難に直面しています。

⁵⁶ 生涯スポーツ

健康づくりのための軽度な個人での運動や、性別等、年齢、障害の有無などに関わらず誰でも気軽に楽しめる活動。

多様な性を尊重するため現条例の改正やパートナーシップ制度を導入するなど、社会の仕組みを変える働きかけを図ります。

基本目標Ⅰ

性別等に関わらない一人ひとりの人権の尊重

- 課題 (1) 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重
- 具体的施策
 - 1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力を容認しない社会づくり
 - 2 若年層へのあらゆる暴力の防止啓発
 - 3 社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止
 - 4 被害女性に対する救済と支援
 - 5 相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化

- 課題 (2) 意識改革のための教育・学習と啓発の推進
- 具体的施策
 - 6 ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組
 - 7 多様なメディア・コンテンツにおける男女共同参画の推進
 - 8 市民への啓発の推進
 - 9 多様な選択を可能とするための教育・学習への対応
 - 10 職員研修の充実と人材の育成
 - 11 意識調査の実施

- 課題 (3) 生涯を通じた女性の健康支援
- 具体的施策
 - 12 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進
 - 13 生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援

- 課題 (4) 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援
- 具体的施策
 - 14 性的マイノリティへの理解の促進
 - 15 社会の仕組みを変える働きかけ
 - 16 性的マイノリティへの相談体制の整備と支援

施策の内容

(1) 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重

	具体的施策	施策の内容
1	ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力を容認しない社会づくり	ドメスティック・バイオレンス（DV）被害を防止する啓発の取組を、11月の「女性に対する暴力をなくす運動 ⁵⁷ 」期間を中心に継続して行います。暴力を生まない社会づくりを行うとともに、女性自身がいかなる暴力も受け入れることのないよう、DV等の暴力に対する意識啓発とさらなる相談窓口の周知を図ります。さらに、関係機関との連携を強化し暴力の根絶に向けた取組を計画的に推進します。
2	若年層へのあらゆる暴力の防止啓発	DVの気づきや対等な人間関係の大切さを学ぶデートDV防止ワークショップなどを通して、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための啓発を推進します。CAPプログラム ⁵⁸ など発達段階に応じた暴力を生まない予防教育に取り組みます。また身近な大人に助けを求めることができる体制づくりを進めます。
3	社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	部落差別（同和問題）、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人などあらゆる人権問題を踏まえ、社会的に弱い立場の女性に対する複合差別の解消に向けた教育・啓発の取組を推進します。
4	被害女性に対する救済と支援	女性に対するさまざまな形態の暴力や人権侵害について、関係機関と緊密な連携を図り、切れ目なく包括的に救済・支援します。配偶者等による子どもを巻き添えにした暴力に対しても、児童虐待関連部署との連携体制を一層強化します。また、被害女性に対して支援が的確・迅速に行えるよう体制を整え、自立に向けた支援を行います。

⁵⁷ 女性に対する暴力をなくす運動

配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携し、女性に対する暴力の問題に関する意識啓発を一層強化する。運動の実施期間は11月12日から25日までの2週間。

⁵⁸ CAPプログラム

子どもがさまざまな暴力（いじめ、虐待、性暴力、SNSを使ったものなど）から自分の心と身体を守る暴力防止のための予防教育プログラム。

	具体的施策	施策の内容
5	相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化	女性問題専門カウンセラーによる女性相談及び女性の弁護士による法律相談を実施します。 また、メールやSNS等を活用した新たな相談形態へのニーズが高まっていることを踏まえ、支援実務に有用な知識や技術等を有する人材を育成・確保します。相談支援対応マニュアルを活用し、ワンストップで支援できるよう関連部署との連携を図り、迅速に対応できる体制を強化していきます。 DV被害者や性被害者、差別によって被害を受けた女性たちが時機を逸せず相談ができる体制を強化するため、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター「京都SARA」の周知を図るとともに、京都府家庭支援総合センターや京都府北部家庭支援センター・警察・保健所・裁判所などの関係機関との連携を強化します。ジェンダーに関する視点から「性別にこだわらない相談」「男性相談」についても継続して行うとともに、相談しやすい体制を整備します。

施策の内容

(2) 意識改革のための教育・学習と啓発の推進

※福知山市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

	具体的施策	施策の内容
6	ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組	行政施策全般にわたり、ジェンダー視点の主流化⁵⁹を行い、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて取り組みます。 はばたきセミナーなど関連する講座や学習会で、広く市民に広報・啓発を行います。

⁵⁹ ジェンダー視点の主流化

ジェンダー平等の視点を全ての施策及び事業のあらゆるレベル・段階で取り入れること。

	具体的施策	施策の内容
7	多様なメディア・コンテンツにおける男女共同参画の推進	ソーシャルメディア⁶⁰が普及し、個人が情報を自由に発信できることを踏まえ、情報を送る側・受ける側の双方がジェンダー視点を含めたネットリテラシー⁶¹を育成する取組を進めます。 メディアが人々の意識に与える影響の大きさを考慮し、広報や講座等において多様性を尊重する表現の推進・啓発に努めます。
8	市民への啓発の推進	はばたきセミナーやはばたきフェスティバル等、関連する講座や学習会を、より継続性・方向性を持つものにし、男女共同参画に向けた啓発を強力に推進します。男性も参加しやすい講座の内容・開催日時を工夫するとともに、オンライン講座の開催などどこからでも参加できる環境を整備し、幅広く市民が参加できるよう努めます。広報ふくちやま・市公式HPや、さらに若年層への効果的な広報を行うためにLINEを活用し、情報発信を行い、家庭・地域における男女共同参画や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。
9	多様な選択を可能とするための教育・学習への対応	人権尊重に関する学習機会を充実させ計画的なジェンダー平等教育の推進を図ります。 指導的立場にある教職員が無意識に持っている男女の役割に対する固定的な価値観や偏見に気づくための研修を実施します。 誰もが一人ひとりの生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担意識等にとらわれずに、主体的に進路や職業を選択する意識・能力を身に付けるための教育を推進します。 すべての年代の人々が生涯を通じて個人の尊厳やジェンダー平等の意識を高めるよう、学習機会の提供に努めます。

⁶⁰ ソーシャルメディア

ブログ、SNS、動画共有サイトなどの利用者が情報を発信し形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進するさまざまな仕掛けが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴である。

⁶¹ ネットリテラシー

インターネットの便利さと脅威、ルールを理解し、適確な情報を利用して、よりよい情報発信をすることができる能力。

	具体的施策	施策の内容
10	職員研修の充実と人材の育成	ジェンダー平等と女性の人権尊重を確立するため、市民の先頭に立ち男女共同参画事業を推進する市職員を養成する職員研修を計画的・効果的に実施し、男女共同参画の意識を持って施策を遂行できる職員の育成に努めます。
11	意識調査の実施	必要に応じ、市民や市職員の意識調査を実施します。実施計画の効果的な推進に努めるとともに、男女共同参画に関わる意識調査に限らずさまざまな調査の分析結果を参考に新たな計画の見直しを行います。

施策の内容

(3) 生涯を通じた女性の健康支援

	具体的施策	施策の内容
12	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい理解の周知・啓発に取り組み、女性の妊娠、出産のほかあらゆるライフステージに対応した適切な健康保持増進のための施策を充実させます。
13	生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	生涯出生率の減少による月経回数増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の延伸、ライフスタイルの変化などの影響から女性の健康を脅かす疾病構造が変化しています。それを受けて健康診断や相談体制を充実し、ライフステージに応じた健康づくりを実践します。また、生涯スポーツに親しむことを通じて、女性の健康増進と社会参画を促進します。

施策の内容

(4) 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

	具体的施策	施策の内容
14	性的マイノリティへの理解の促進	性的マイノリティを含む多様な性への理解を促進するため、市の広報や講座・セミナーを通して啓発を行います。 市職員・教職員が多様な性への理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図るとともに、人権教育において児童・生徒等への理解を促進します。
15	社会の仕組みを変える働きかけ	多様な性を尊重するため現条例を改正するほか、パートナーシップ制度の取組を実施します。また、性的マイノリティの人権尊重の観点から、公文書等への性別表記の見直しを行います。
16	性的マイノリティへの相談体制の整備と支援	性的指向や性自認等に関することを安心して相談できる窓口の充実を図ります。就労に関して、性的指向や性自認等を理由とした不当解雇やハラスメント防止に向けた事業者への理解促進等の支援を行います。

基本目標Ⅱ 性別等に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり ～ワーク・ライフ・バランスの推進～

「多様な生き方を認め合う、幸せあふれるまちにしたい」

男女共同参画の推進には、「男性だから、女性だから」などの固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが仕事・家庭・地域において多様な選択の幅を広げ、自己実現可能な生活を営むことができる環境が必要です。

《現状と施策の方向》

(5) 家庭・地域における男女共同参画の推進

意識調査では、女性が働くことに対して、男性の大きな意識の変化がみられました。女性の仕事と生活設計についての設問において、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答した男性は44.1%となり、前回調査と比べ11.2%増加し、女性の回答(38.5%)を上回りました。また、女性の就業率についても30歳代で大幅に増加したことにより、かつて結婚や出産を機に離職する女性がいる現状を表していたM字カーブ⁶²は、解消に近づいています。

我が国の2019(令和元)年の女性の就業者は、2,992万人となり、前年と比べ46万人増加しています。また、近年、夫婦の働く形は共働きへと移行し、共働き世帯数は年々増加⁶³し続けています。こうした社会の変化により、家庭・地域生活において男女がともに責任を担うことが非常に重要となっています。

しかしながら、男性中心労働慣行⁶⁴などの働き方を背景に男性の家事・育児・介護等への積極的な参加は進んでいません。そのことにより家庭生活における負担の多くは女性が担っており、女性の就業継続の阻害要因ともなっています。意識調査では、特に男性に

⁶² M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代と40歳代が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、米国やスウェーデン等の欧米先進諸国では子育て期における就業率の低下はあまりみられない。日本でもM字カーブは解消しつつあり、欧米先進諸国と同様の形に近づいている。

⁶³ 共働き世帯数の増加

2019(令和元)年は夫婦ともに雇用者の共働き世帯は1,245万世帯、男性雇用者と就労していない妻から成る世帯が582万世帯となった。1980(昭和55)年以降共働き世帯は年々増加し、1997(平成9)年以降は共働き世帯は男性雇用者と就労していない妻から成る世帯を上回った。特に2012(平成24)年からその差は急速に拡大している。

⁶⁴ 男性中心労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

において、仕事と生活の調和への希望があっても、現実には仕事を優先しているとの回答が多くみられました。

高齢者の介護についても女性の負担が大きいことが現状ですが、男性の介護者も年々増加しています。男性は、家事に不慣れな状況や地域との関わりが乏しい中で、孤立した介護生活となっている場合もあります。

このような状況を踏まえて、誰もが仕事と家事・育児・介護の二者択一に迫られることなく、その能力を発揮することができる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを実現することが求められています。

(6) 職場における男女共同参画の推進

長時間労働などの働き方を見直し、事業者と労働者双方に啓発を行うとともに、「新しい生活様式」を踏まえたテレワーク等の多様で柔軟な働き方を可能とする環境の整備に努めます。また、男性の家庭参加への意識の醸成と、育児・介護休業制度取得の促進を図ります。育児休業においては、取得率のみに注目するのではなく、男性の育児休業取得日数が少ない「名ばかり育休」といった言葉に象徴されるような課題にも留意して、実質的な家事・育児等への参加の仕方にも着目し取組を進めます。

また、本市においては、2015（平成 27）年の 6 歳未満児の育児をしている女性の就業率は 59.9%となり全国平均（52.6%）よりも高い水準となっています。子育てしながらも安心して働き続けられるよう、ワンストップ子育て支援窓口と保育サービスのさらなる充実や子育て中の女性の就業支援を行います。

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別の解消や、妊娠・出産・育児・介護休業の取得による不利益な取扱いの根絶、男女間の賃金格差解消などの取組は、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現には不可欠です。男性に比べ女性の非正規雇用者が多いことを踏まえて、正規雇用者と非正規雇用者間の待遇格差の解消に取り組むことも必要です。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント⁶⁵やパワー・ハラスメント⁶⁶等は、働く人の尊厳や人格を傷つける社会的に許されない行為であり、働く人の能力発揮の妨げ

⁶⁵ セクシュアル・ハラスメント
性的いやがらせ。

⁶⁶ パワー・ハラスメント

職場において行われる、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為。

となる問題です。近年の法令改正に伴う雇用管理上の措置義務化や防止体制の強化を踏まえ、企業等への啓発を促進します。

農業・商工業などの自営業においても性別に関わらず、正当な評価を受けることができる環境整備を進めます。

基本目標Ⅱ
性別等に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり
～ワーク・ライフ・バランスの推進～

●課 題 (5) 家庭・地域における男女共同参画の推進

- 具体的施策
- 17 家庭における男女共同参画の推進
 - 18 女性の社会参加のための子育て支援の充実
 - 19 男性の家事・育児等への参加の促進
 - 20 活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援
 - 21 地域での活動における男女共同参画の推進

●課 題 (6) 職場における男女共同参画の推進

- 具体的施策
- 22 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
 - 23 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
 - 24 職場におけるハラスメントの防止
 - 25 女性の就労支援
 - 26 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進

施策の内容

(5) 家庭・地域における男女共同参画の推進

※福知山市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

	具体的施策	施策の内容
17	家庭における男女共同参画の推進	男女がともに家庭生活における責任を担うため、多様な年代に対して教育・啓発を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。
18	女性の社会参加のための子育て支援の充実	福知山市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を充実します。家族形態の変化やライフスタイルの多様化に対応しつつ、教育・保育事業、放課後児童クラブなどのさらなる充実を図り、女性が安心して働ける環境を整備します。
19	男性の家事・育児等への参加の促進	男性が当事者意識をもって男女共同参画を捉えるため、男性を対象とした広報・セミナーや講座などを開催し、男性の理解促進や意識改革に努めます。男性の家事・育児等への一層の参加に向け、育児・介護休業等の両立支援制度の活用を推進し、事業者及び個人に対して機運の醸成に努めます。
20	活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるために、福知山市高齢者保健福祉計画との整合性を図りながら事業を推進します。高齢者の健康づくりや介護予防の推進、また培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により、地域への参画を推進します。高齢女性の生活保障のための相談機能をさらに強化します。高齢男性の家庭生活を支援するため、介護や家事についての支援に取り組みます。
21	地域での活動における男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も性別に関わらず対等にまちづくりの役割を担い、参画することに努めます。

施策の内容

(6) 職場における男女共同参画の推進

※福知山市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

	具体的施策	施策の内容
22	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	性別等を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱い並びに男女間の賃金格差の解消、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、事業者や労働者に対して労働関係法制度の周知や啓発を図ります。
23	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	働き方改革関連法の施行に基づき、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など働き方の見直しやテレワーク等多様で柔軟な働き方を促進するため、事業者と労働者双方に向けて啓発に努めます。
24	職場におけるハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等に関して、事業者に対し各種ハラスメントの根絶に向け、関係法及び指針の周知を行うとともに、研修等を通じた啓発の強化を図ります。また、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントへの対策についても働きかけます。
25	女性の就労支援	ハローワーク、ジョブパーク等と連携し女性の就労支援に努め、さまざまな状況におかれた一人ひとりのニーズに対応し、女性が多様な生き方を選択できるような施策を展開します。
26	農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	自営業者の固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を進めるとともに、ジェンダー平等と女性の経済的自立と安定を図るための啓発活動を展開します。また、女性が担っている役割に対する正当な評価による地位の向上や女性が経営に積極的に参画することをめざし、「家族経営協定」の締結などを進めます。

基本目標Ⅲ S D G s の達成に向けてあらゆる分野で男女共同参画・女性活躍に取り組む社会の実現

「多様な意見や活動で、元気なまちにしたい」

2015（平成 27）年に国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための目標である S D G s の達成に向け、あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍への取組を加速させます。さまざまな施策においてジェンダー視点の主流化を行い、市（行政）・市民・事業者などすべての関わる人々とともに取り組みます。

《現状と施策の方向》

（７）政策・方針決定の場への女性の参画の促進

少子高齢化・人口減少が進む中、活力ある持続可能なまちづくりの実現のためには、一人ひとりが、性別等に関わらずその個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の実現が不可欠です。2015（平成 27）年に国連で「S D G s（持続可能な開発目標）」が採択され、誰一人取り残さない社会をめざし国際社会が一致し、取組を進めています。その中の達成目標の一つとして、ゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう⁶⁷」があります。目標の達成に向けてあらゆる分野で男女共同参画・女性活躍の推進の取組を加速させます。

しかしながら、社会のさまざまな制度・慣行には、依然として性別役割分担意識が強く根づいています。こうした意識が固定化され、男性優位の組織運営がなされていることが現状です。

意識調査では、女性の社会参画について、「企画立案や方針決定に女性の意見がもっと反映されるようになれば良い」という意見が、すべての年代において性別を問わず高い比率を占めています。

本市における審議会等⁶⁸の女性比率は増加傾向にあります。さらなる女性の活躍に向け、目標数値を設定し、政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を進めます。市役所内部においても性別にとらわれない能力に応じた職員配置を行い、女性職員の管理職登用を進

⁶⁷ ゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう」

17 からなる S D G s 目標の一つにとどまらず、全ての目標達成の根幹に位置づけられているゴール 5 は「ジェンダー平等を達成しすべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」テーマのもと、9 個のターゲットから構成されている。

⁶⁸ 審議会等

地方自治法の方針決定等に住民や専門家の意見を取り入れるために、法律や条例などにより設置される機関。

めます。

また、女性にとって、起業は自己実現や多様で柔軟な働き方の選択肢としても有効であり、地元の女性の雇用や地域コミュニティが活発になるなど、地域全体の活性化にも繋がります。女性起業家の発掘や成長に向けて女性起業家応援事業を実施し、積極的に支援します。市内の企業においても、女性活躍推進への意識改革や誰もが能力を発揮して働き続けられる環境整備に向けて啓発を行います。

(8) 市民との協働体制の確立

女性が主体的な担い手としてあらゆる分野に参画するため、2015（平成 27）年に設立した福知山市男女共同参画センターを中心に女性が多様な学びを選択できる環境を充実させ、意識・能力の向上を図り、リーダーとして活躍できる女性を育成します。

また、男女共同参画の推進に取り組む女性団体と協働し、啓発事業や人材育成を推進します。

(9) 防災における男女共同参画の推進

近年、全国的に大規模災害が頻発しており、福知山市においても 2013（平成 25）年台風 18 号、2014（平成 26）年 8 月豪雨、2018（平成 30）年 7 月豪雨などの災害が発生しています。災害の発生は、すべての人の生活を脅かし、ジェンダーに基づく社会的・構造的問題を一層顕著にします。

東日本大震災をはじめとする過去の災害においては、男女別の更衣室やトイレ・授乳スペースがなく女性のプライバシーを守る場所が十分に確保されていない、女性用品や乳幼児用品が入手できないなど、男女が災害から受ける影響やニーズの違いに配慮がなく、さまざまな課題が生じました。

こうした経験と教訓を踏まえて、防災・危機管理部局と連携し、地域防災を担う女性リーダーの育成と地域防災会議などの意思決定の場への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。こうした取組は、子どもや若者、高齢者、障害のある人、性的マイノリティなど、性別等に関わらず一人ひとりの尊厳と安全を確保することに繋がります。

(10) その他の課題

福知山市国際化指針にもあるように、民族・国籍に関係なく活躍できる地域社会の構築や支援、市民の国際感覚の育成をめざすなかで、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが国際社会で重要視されていることを認識し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。

基本目標Ⅲ
SDGsの達成に向けてあらゆる分野で男女共同参画・
女性活躍に取り組む社会の実現

- 課 題 (7) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- 具体的施策
 - 27 市審議会等の女性比率の向上
 - 28 市幹部職員への女性登用
 - 29 女性起業家支援
 - 30 企業等における女性登用の促進
 - 31 地域活動における女性登用の啓発

- 課 題 (8) 市民との協働体制の確立
- 具体的施策
 - 32 女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成
 - 33 NPOやボランティア団体との協働支援

- 課 題 (9) 防災における男女共同参画の推進
- 具体的施策
 - 34 平時からの男女共同参画の実現
 - 35 防災における男女共同参画の推進
 - 36 防災の主体的な担い手としての女性の参画

- 課 題 (10) その他の課題
- 具体的施策
 - 37 国際的協調と連携

施策の内容

(7) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

※福知山市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

	具体的施策	施策の内容
27	市審議会等の女性比率の向上	市審議会等の意思決定の場への女性委員の参画をさらに進めます。自治基本条例にも定められているように委員には公募の委員を入れるなどし、女性比率の向上に向けて取り組みます。
28	市幹部職員への女性登用	市役所での職員配置では、性別にとらわれず、適材適所の人員配置に努め、女性の管理職登用に努めます。また、登用拡大に向けて職務経験や研修を通じ、キャリア形成の支援に努めます。
29	女性起業家支援	地域に潜在する女性起業希望者の起業支援に取り組みます。女性が自身のライフプランを踏まえて具体的なイメージを持ち、起業に向けてのノウハウを学ぶ機会を充実させます。また、関連部署と連携し、女性起業家の継続的支援に繋がります。
30	企業等における女性登用の促進	企業等の規模に関わらず、企業の経営者・管理職層への意識啓発や好事例の紹介を行い、女性の登用の促進に努めます。また、女性自身が自分らしいキャリアを形成できるよう多様なロールモデルを招き研修や講座を行います。
31	地域活動における女性登用の啓発	自治会活動や公民館活動等の地域づくりに女性が関わり、リーダーとしての女性の参画が促進されるよう啓発に努めます。

施策の内容

(8) 市民との協働体制の確立

	具体的施策	施策の内容
32	女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成	エンパワーメントの視点をもって、女性団体のネットワークを拡げ、活動を支援します。さらに、男女共同参画センターにおいて、学習会等を開催し、女性が主体的に学べる機会を充実させ、あらゆる場において活躍できる女性リーダーの育成に努めます。
33	NPOやボランティア団体との協働支援	多様な行政課題に対応するためNPOやボランティア団体との連携を深め、男女共同参画に関する啓発や学習会をより効果的に実施します。

施策の内容

(9) 防災における男女共同参画の推進

	具体的施策	施策の内容
34	平時からの男女共同参画の実現	防災・復興の基盤となる男女共同参画の推進に取り組みます。出前講座やマイマップ作成の取組において男女共同参画の視点に立って見直します。
35	防災における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点での地域防災計画の点検・改定を行い、避難所の設置・運営についても男女の災害から受ける影響やニーズの違いに配慮します。防災・復興にあたっては女性をはじめとする多様な視点が重要であるため、研修会などにおいて理解の促進に努めます。
36	防災の主体的な担い手としての女性の参画	主体的な担い手として女性を位置づけ、地域防災会議などの意思決定の場への女性の参画を図ります。自主防災組織において、自主防災リーダー養成講座などをおして女性リーダーの育成に努めます。

施策の内容

(10) その他の課題

	具体的施策	施策の内容
37	国際的協調と連携	男女共同参画に係る国際的な動向やSDGsの達成に向けた諸外国の動きを把握し広報します。また、市民の国際感覚の育成と男女共同参画の啓発に努めます。

第四章

計画の推進

第四章 計画の推進

1 推進体制

(1) 福知山市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する重要な事項や男女共同参画の推進に関する事項について調査審議、提言を行います。

(2) 福知山市男女共同参画推進会議

本市における男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ効果的な企画及び推進を図ります。

(3) 福知山市男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議における所掌事務の調査及び研究を行います。

上記の組織において、福知山市の男女共同参画推進について行政施策全般に関わって方針決定を行います。さらに、円滑な計画の推進のための指揮・監督機能を以下の項目のとおりに強化します。

- ① 男女共同参画推進会議に女性管理職を委員として複数名任命する。
- ② 先進事例となるよう、庁内のワーク・ライフ・バランスを推進し、市職員の育児・介護休業などの取得促進や残業時間削減などに取り組む。
- ③ 市民や職員を対象とした意識調査を継続的に実施する。
- ④ 多様な性を尊重するため、現行の条例改正を行う。
- ⑤ 庁内職員研修では、「ジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の形成」及び「多様な性の尊重」に関するさまざまな研修を充実させる。
- ⑥ 男女共同参画担当部署の組織強化を図る。

2 プラン進行管理結果の公開と提言

はばたきプランに基づく実施計画は、毎年点検と評価を行い、その結果は男女共同参画審議会などに報告し、意見を求めます。また、実施計画はこれらの提言や市の事業計画の変化に対応するため、毎年見直します。

3 配偶者等からの暴力による被害の防止及び被害者の保護・救済について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき2017（平成29）年5月に策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立

支援に関する計画(第2次)」に沿ってDV被害者や社会的に弱い立場にある人たちを保護・救済し、DVや児童虐待などあらゆる暴力を許さない社会の実現に向け、市民一人ひとりが日々安心して暮らせるよう市民参画によるまちづくりを進めていきます。

4 「男女共同参画センター」の運営について

2015(平成27)年に設立した福知山市男女共同参画センターを拠点とし、男女共同参画社会の形成のための啓発、協働支援、保護救済、情報の発信等の事業を行うとともに、市民に活動及び交流の場を提供するなど、人権が尊重された社会を形成するための取組を推進していきます。

5 重要項目の数値目標

行政が主導して変革すべき項目について、具体的な数値目標を設定し、重点的に推進を図ります。

課 題	項 目	2030 年度 目標数値	現 状
(1) 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	デートDV防止ワークショップ参加者数	1,000 人	580 人
(5) 家庭・地域における男女共同参画の推進 (6) 職場における男女共同参画の推進	男性市職員の育児休業の取得者数	20 人	8 人
	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市職員の残業時間の削減	12 時間/月	15.9 時間/月 ※ 2019(令和元)年度
	男性市職員の部分休業の取得者数	5 人	1 人
(7) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	審議会等の女性比率	35.0%	29.6%
	女性委員のいない審議会数	4	9
	市役所の係長級以上の女性職員比率	35.0%	30.6% ※ 2020(令和2)年 4月1日現在

現状の数値は、2020(令和2)年3月31日現在のもの。(※を除く)

資料

福知山市男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条－第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条－第21条）
- 第4章 福知山市男女共同参画審議会（第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- （2）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- （4）事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- （5）教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- （6）市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
- （7）セクシュアル・ハラスメント 相手の意に

反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

- （8）ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。
- （2）男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮できる機会が確保され、自立した個人として自己の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。
- （3）社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- （4）男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （5）家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。
- （6）学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。
- （7）男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- （8）男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連

携及び協力を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に関する基本的な計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び人材育成)

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(行政委員会等の委員への女性の登用)

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

(推進体制)

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等 (性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第 19 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(苦情等の申出への対応)

第 20 条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第 22 条第 1 項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(相談の申出への対応)

第 21 条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 福知山市男女共同参画審議会

(福知山市男女共同参画審議会)

第 22 条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第 8 条第 2 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 20 条第 2 項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

6 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第 8 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。

男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号
〔総理大臣署名〕

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調

の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による

差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議

会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一二月二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、

平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

京都府男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 30 日
京都府条例 第 10 号

京都府男女共同参画推進条例をここに公布する。

京都府男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等
（第 7 条—第 21 条）

第 3 章 京都府男女共同参画審議会（第 22 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に進められてきたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、家庭や地域を取り巻く環境の変化、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

京都では、古くから文学等において女性が活躍するなど、男女による様々な社会活動・生産活動が多様な歴史文化を培ってきたところであり、さらに、美しい自然や学術研究機能の集積など未来に開かれたすばらしい発展力を有しており、このような地域特性を生かしながら、これを次世代に継承し、発展させていくことのできる男女共同参画社会を築いていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、人と人との絆^{きずな}を大切にし、家庭を営む男女にあっては相互に家庭を大切にしながら、家庭や学校、職域、地域等あらゆる場において、男女が心と心で結びあい、支え合いながら、また、男女の違いを認め合いながら、お互いの存在を高め合い、心豊かな関係を築いていく上で重要である。

このような認識の下に、私たちは男女共同参画社会の実現を強く念願し、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念等を定め、その取組を府、府民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- （4）ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、府の施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、

相互の協力と子どもを安心して生み、育てることが
できる環境整備などに向けた社会の支援の下に、
子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活
における活動について家族の一員としての役割を
円滑に果たし、かつ、自らの意思によって当該活
動以外の活動を行うことができるようにすること
を旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性につ
いて双方の意思が基本的に尊重されること及び生
涯を通じて健康な生活を営むことができるように
することを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組
と密接な関係を有していることにかんがみ、国際
的協調の下に行われなければならない。

(府の責務)

第4条 府は、前条に定める男女共同参画の推進に
ついての基本理念（以下「基本理念」という。）
のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積
極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策
定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に
当たっては、府民、事業者、市町村、他の都道府県、
国等と連携し、及び協働して取り組むよう努めな
ければならない。

(府民の責務)

第5条 府民は、男女共同参画について理解を深め、
家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる
分野において、基本理念ののっとり、男女共同参
画を推進するよう努めなければならない。

2 府民は、府が実施する男女共同参画の推進に関
する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画社会づくりを担う
主要な構成員であるとの自覚の下に、その事業活
動に際し、男女共同参画を推進するよう努めなけ
ればならない。

2 事業者は、府が実施する男女共同参画の推進に
関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する 基本的施策等

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11
年法律第78号）第14条第1項に規定する都道府

県男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」
という。）を定めるに当たっては、京都府男女共
同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見
を反映することができるよう適切な措置を講じる
ものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更につい
て準用する。

(積極的改善措置)

第8条 府は、事業者及び府民による積極的改善措
置に係る取組が適正に促進されるよう情報提供、
相談、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 府は、附属機関その他これに準じるものにおけ
る男女の委員の数の均衡を図るなど、自ら積極的
改善措置に取り組むものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進等)

第9条 事業者は、基本理念ののっとり、雇用の場
において、次に掲げる取組を行うよう努めなけれ
ばならない。

(1) 男女が個人として能力を発揮する機会が確保
される取組

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止のための
取組

(3) 職業生活と家庭生活における活動の両立を支
援する取組

2 府は、事業者が行う前項の取組を支援するため、
情報提供、相談、助言その他の必要な措置を講じ
るものとする。

3 府は、男女が個人として能力を発揮する機会の
確保のため、生涯を通じた職業能力の形成及び開
発、円滑な再就職並びに起業を支援するために必
要な措置を講じるものとする。

(個人で営む事業における男女共同参画の推進)

第10条 府は、農林水産業、商工業等の分野にお
ける個人で営む事業において、男女共同参画が推
進されるよう、啓発、相談その他の必要な環境整
備を行うものとする。

(家庭生活に関する支援)

第11条 府は、家族を構成する男女が、相互の協
力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介
護その他の家庭生活における活動について家族の
一員としての役割を円滑に果たすことができるよ
う、保育・介護サービス等の充実、情報提供その
他の必要な措置を講じるものとする。

(京都における文化及び産業の振興)

第12条 府は、男女がその持てる力を十分に発揮
し、京都における文化及び産業の振興に寄与でき
るよう、府民の交流機会の充実その他の必要な措

置を講じるものとする。

(府民等の活動の促進)

第 13 条 府は、府民及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、これらのものとの連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第 14 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

2 府は、前項の行為の防止に努めるとともに、被害を受けた者に対し必要な支援措置を講じるものとする。

(情報に関する留意事項)

第 15 条 何人も、公衆に表示する情報において、男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(府民等の理解を深めるための措置)

第 16 条 府は、男女共同参画の推進に関する正しい理解が深まるよう、適切な広報及び啓発を行うとともに、教育及び学習の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

2 府は、情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、府民が、男女共同参画の視点から情報を正しく理解するための能力の向上を図ろうとする取組に対し、必要な支援措置を講じるものとする。

(推進体制の整備)

第 17 条 府は、男女共同参画の推進に関する活動の拠点施設の機能の充実を図る等、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 府は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

(調査研究)

第 19 条 府は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第 20 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情処理等)

第 21 条 府は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての府民又は事業者からの苦情の適切な処理に努めるものとする。

2 府は、前項の規定による苦情の処理に当たって、特に必要があると認めるものについては、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 府は、男女共同参画の推進を阻害する行為に係る府民又は事業者からの相談について、関係機関と協力して適切に対応するため、相談体制の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

第 3 章 京都府男女共同参画審議会 (京都府男女共同参画審議会)

第 22 条 第 7 条及び前条第 2 項に規定する事項のほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、知事に建議することができる。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 7 条、第 21 条第 2 項及び第 22 条の規定は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

令和元年度福知山市男女共同参画社会に関する市民意識調査（抜粋）

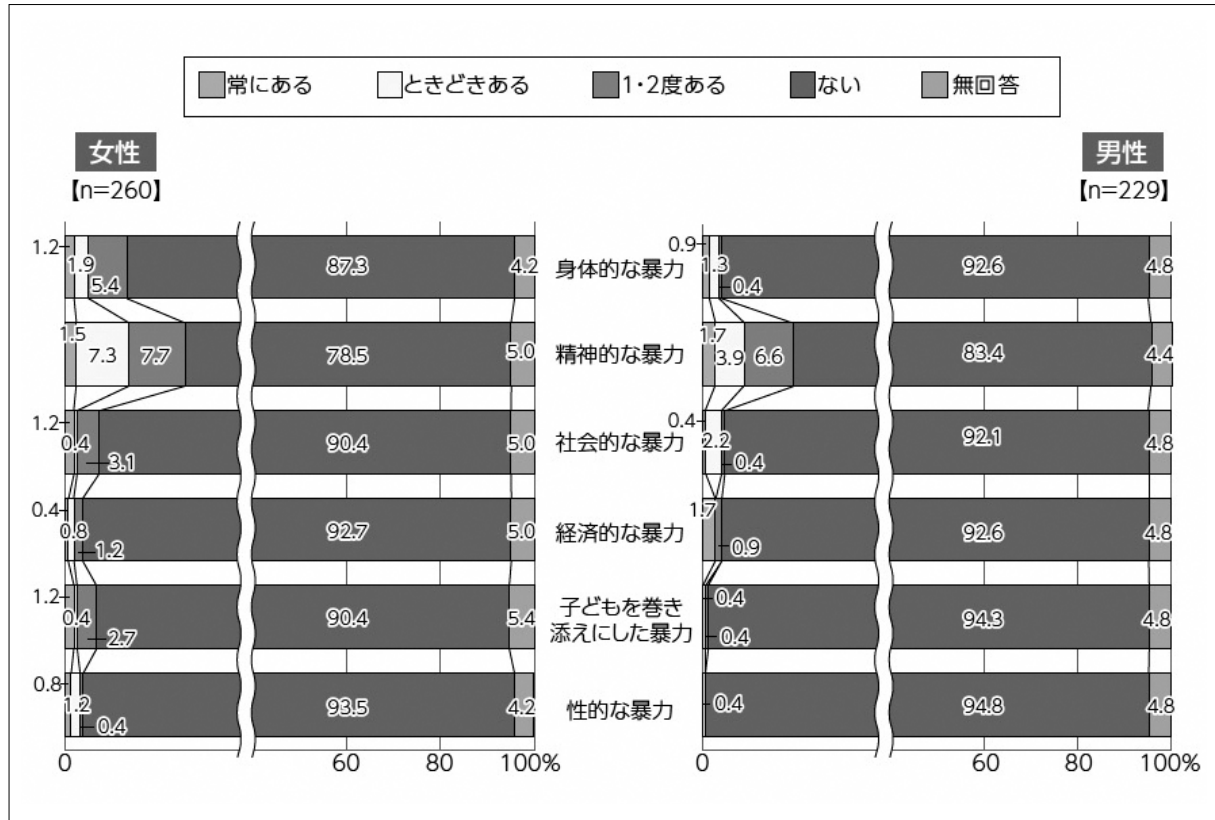
① Q 今、男女のおかれている状況はどの程度平等になっていると思われますか。

●分野別の男女の地位の平等感

		(%)	「男性が優遇されている」割合	「全体」で「平等だと思う」割合	平成26年調査の「平等だと思う」割合	平成21年調査の「平等だと思う」割合
①学校教育では	女性	14.2	69.8	76.9	74.3	
	男性	14.0				
②雇用の機会や働く分野では	女性	67.7	19.1	16.2	16.7	
	男性	67.3				
③賃金や待遇では	女性	74.2	15.9	15.3	12.2	
	男性	71.7				
④家庭生活では	女性	66.6	31.2	35.3	34.0	
	男性	39.7				
⑤社会の習慣やしきたりでは	女性	76.6	14.5	17.6	18.1	
	男性	67.7				
⑥自治会や地域では	女性	62.7	26.8	29.8	34.7	
	男性	51.5				
⑦法律や制度の上では	女性	52.0	41.2	49.0	48.8	
	男性	33.6				
⑧政治・経済活動への参加では	女性	70.8	23.9	25.2	33.4	
	男性	59.0				
⑨全体として、わが国の男女のおかれている状況は	女性	73.1	17.1	18.1	22.3	
	男性	64.2				

② Q 過去3年で配偶者や元配偶者、パートナーからの暴力を受けたかについてたずねました。

男女とも「精神的な暴力」が最も高かった。また、女性は「常にある」「ときどきある」の割合がすべてにおいて男性の割合より高くなった。



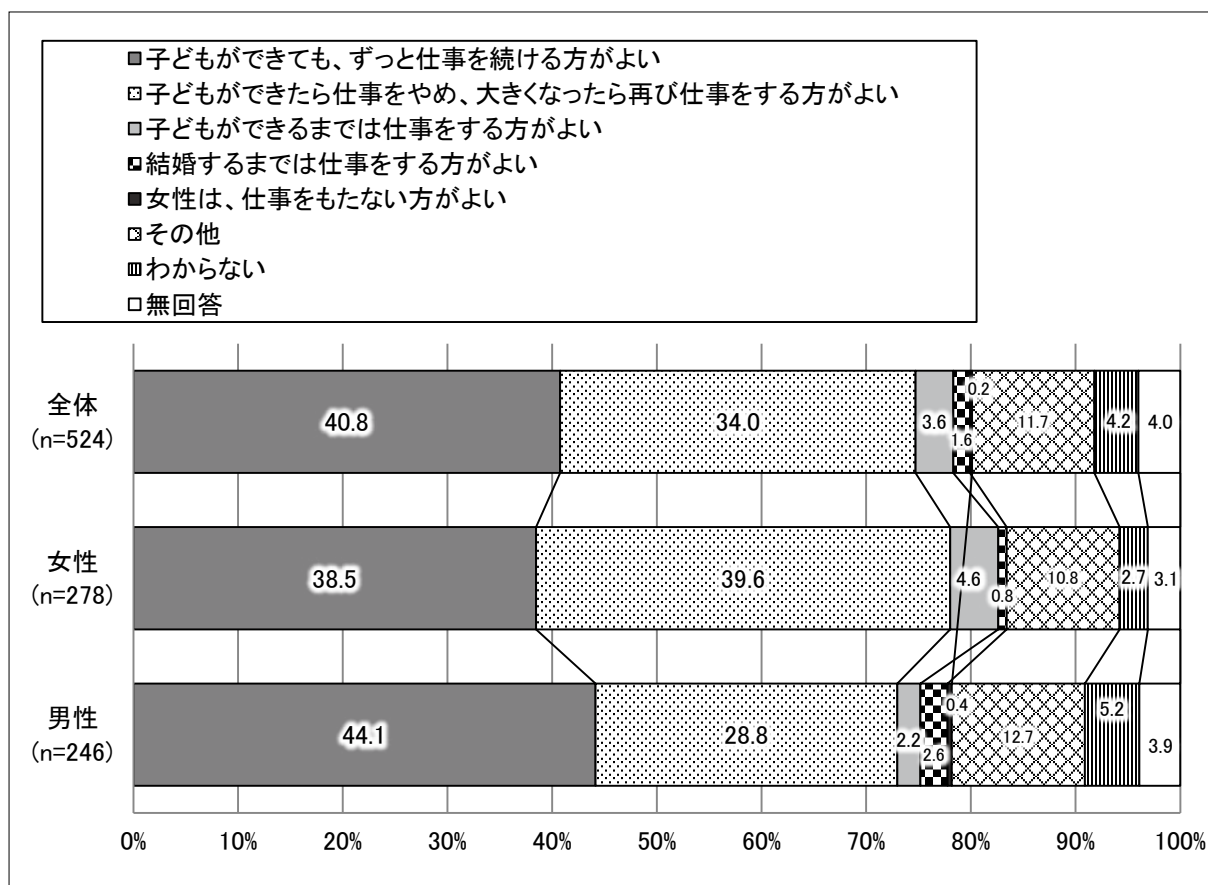
③ Q 性別役割分担意識などに対する抵抗感をたずねました。

		抵抗を感じる	抵抗は感じない	平成26年調査の「抵抗を感じる」	平成26年調査の「抵抗は感じない」
		(%)			
①「女（男）だから」「女（男）のくせに」といった言い方、考え方	全体	83.1	12.3	79.6	15.8
	女性	86.2	11.5	80.2	14.0
	男性	80.4	13.5	78.9	17.9
②女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てること	全体	51.5	42.7	37.4	56.9
	女性	54.2	40.0	43.9	50.0
	男性	46.7	47.6	30.1	64.6
③「男は仕事、女は家庭」といった考え方	全体	77.4	17.5	72.9	21.4
	女性	81.5	14.6	76.3	17.3
	男性	73.4	20.5	69.1	26.0
④夫婦別姓にすること	全体	53.1	31.4	62.6	23.9
	女性	48.5	33.8	56.8	26.6
	男性	59.0	28.8	69.1	20.7
⑤女性が結婚しないで男性と同等に仕事をする	全体	24.3	67.8	36.6	55.2
	女性	20.4	73.8	34.2	56.1
	男性	28.4	61.6	39.4	54.1
⑥男性が育児休業、介護休業をとること	全体	23.3	71.0	30.9	64.7
	女性	15.4	80.0	24.5	69.8
	男性	32.7	60.7	38.2	58.9
⑦女性が自治会、公民館など団体の代表や企業の代表になること	全体	10.9	83.5	11.3	84.7
	女性	13.5	81.5	13.3	80.2
	男性	8.3	86.0	8.9	89.8

④ Q 女性の仕事と生活設計についてどのように考えられますか。

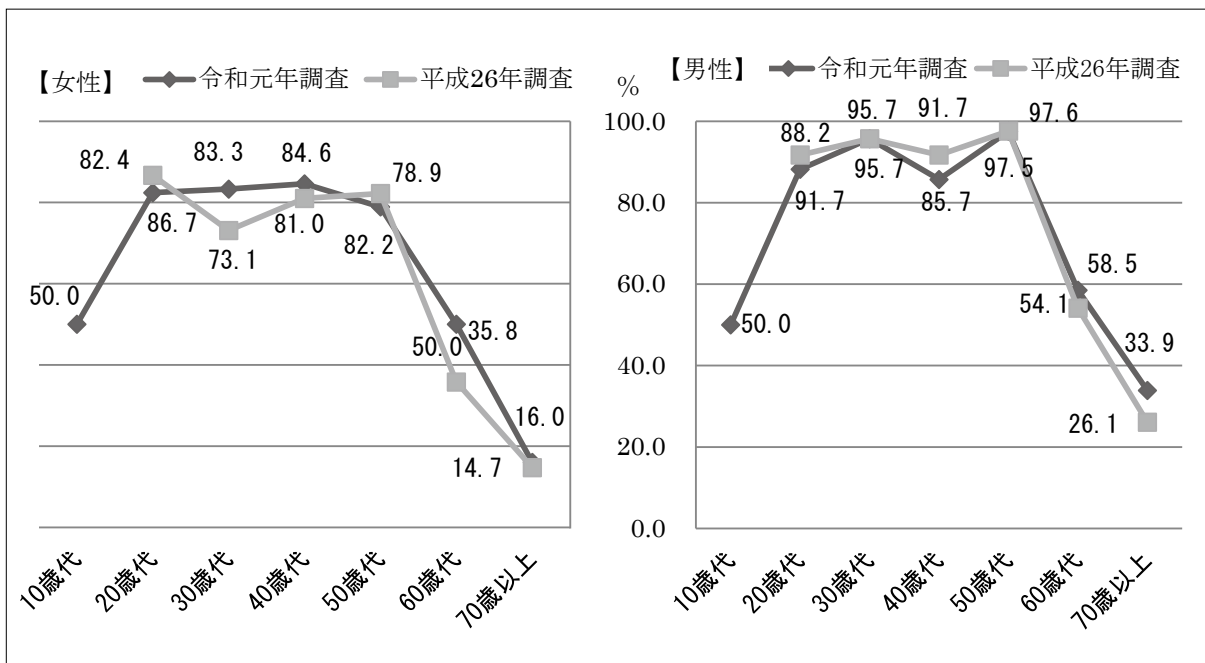
●女性の仕事と生活設計についての考え方

「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をする方がよい」を含めた女性は仕事より家庭や子育てを優先すべきという考え方が、女性 45.0%（平成 26 年調査 47.6%）、男性 34.0%（55.3%）であり、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」では、女性 38.5%（37.4%）、男性 44.1%（32.9%）と男女の割合が逆になる結果となった。特に男性の意識に大きな変化が見られる。

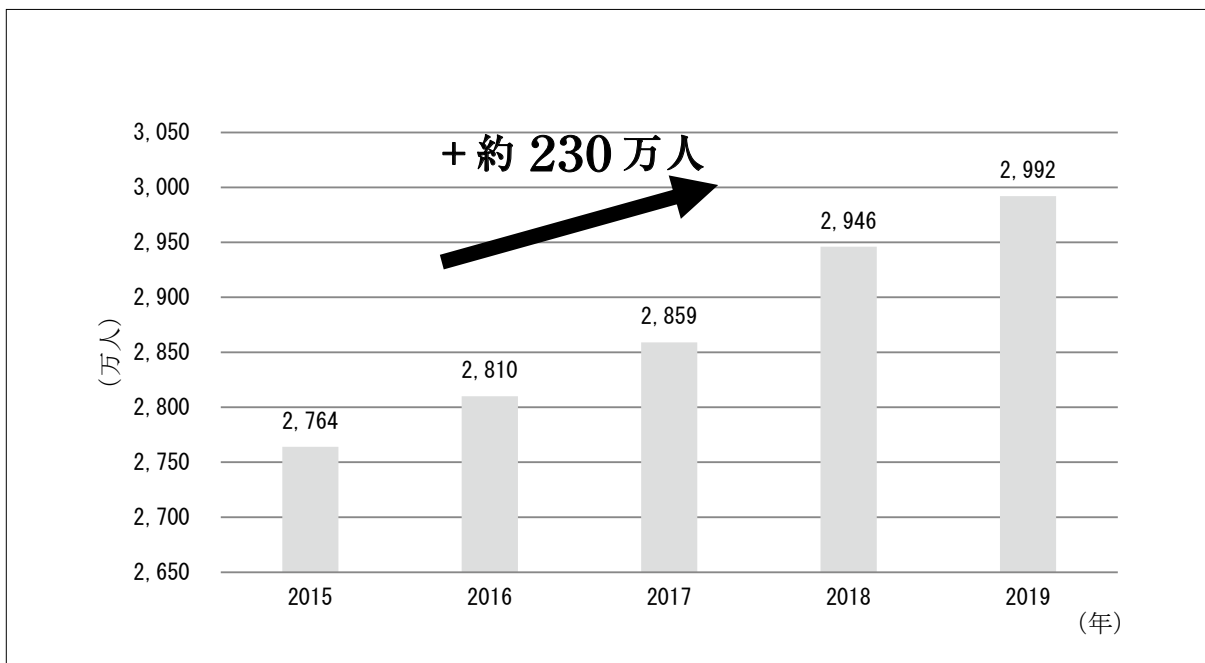


⑤ Q 仕事についてたずねました。

女性の「仕事に就いている」割合は、55.0%と前回調査（49.3%）より 5.7 ポイント上がっている。また、「仕事に就いていない」割合は 40.0%となった。

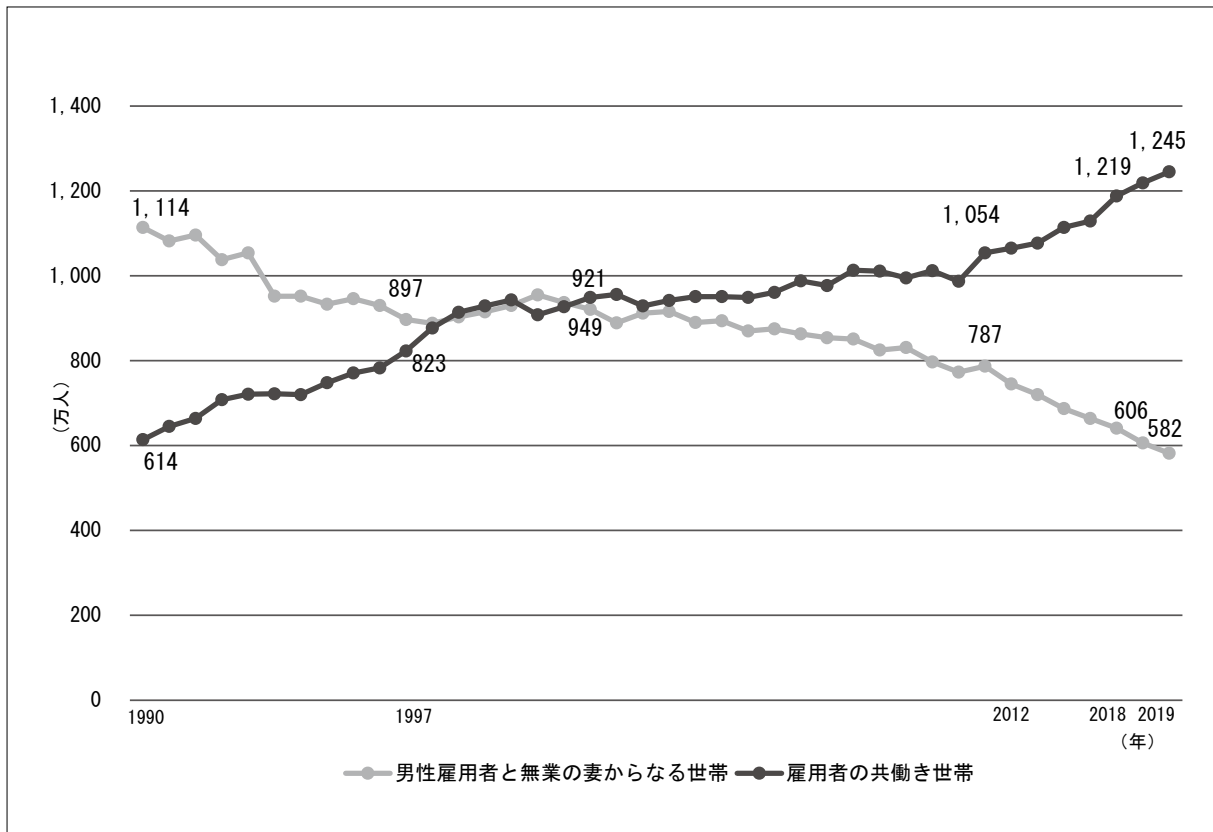


【参考】我が国における女性の就業率の推移



(出典) 総務省「労働力調査（基本集計）」

【参考】 我が国における共働き等世帯の推移



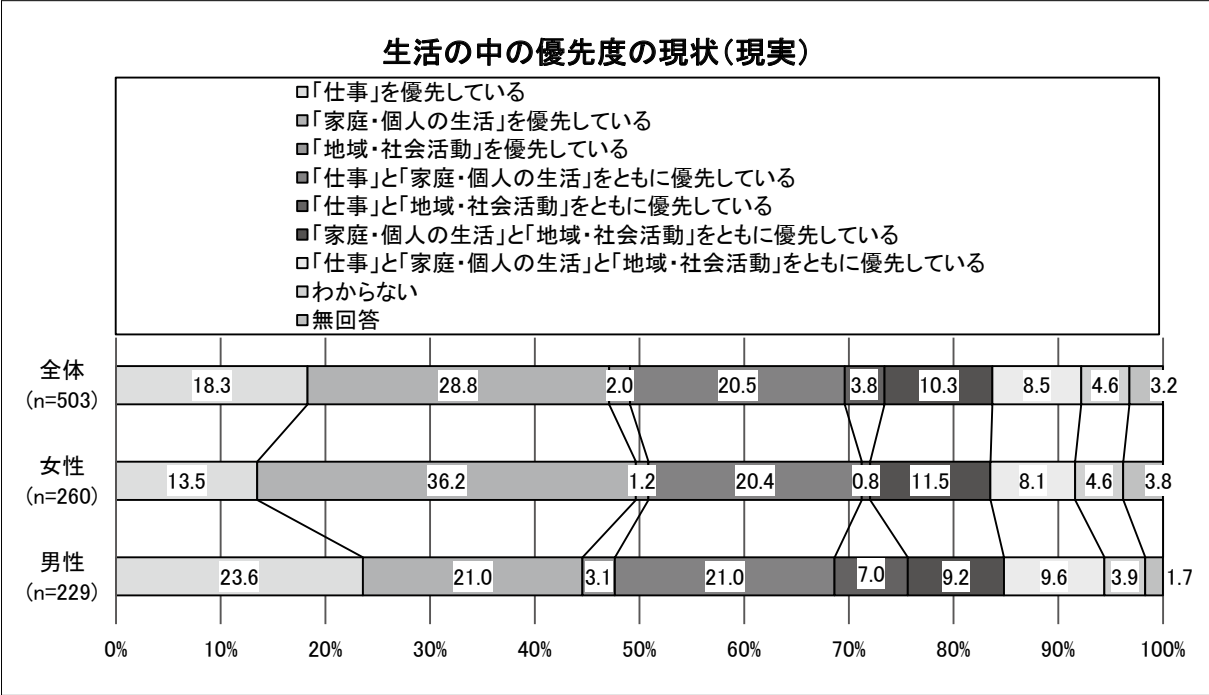
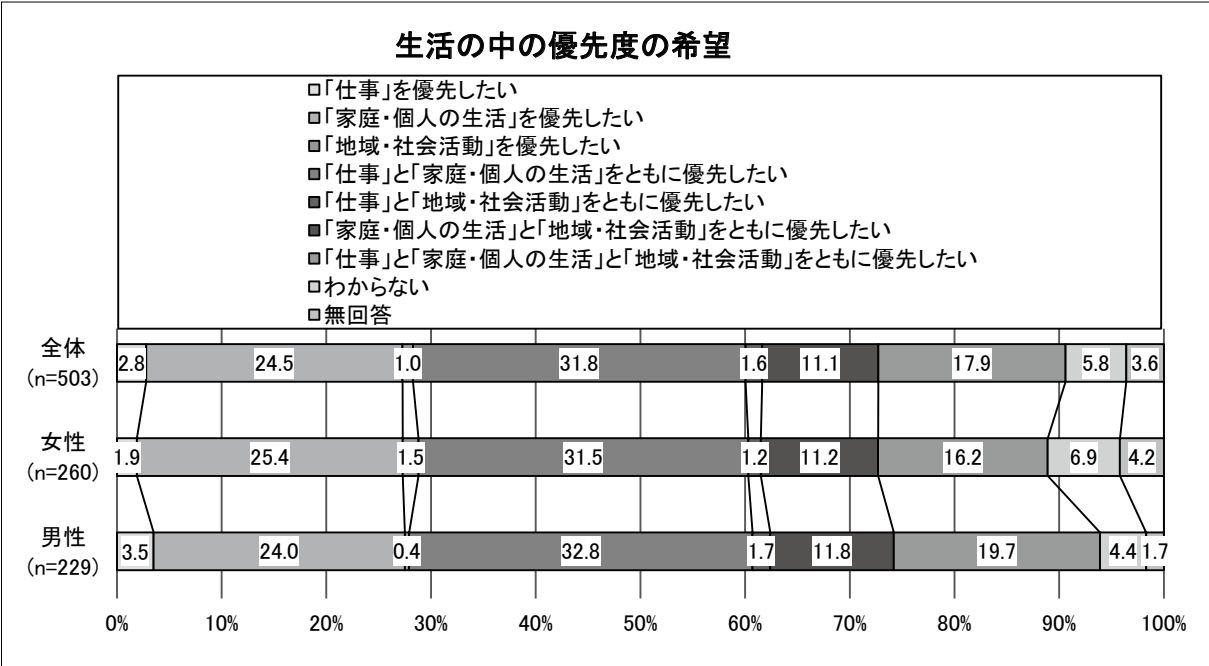
(出典) 1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年「労働力調査（詳細集計）（年平均）」

(注)

1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就労（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 2010年及び2011年の実数は、岩手県・宮城県及び福島県を除く全国の結果。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

⑥ Q 生活の中の優先度の希望と現実についてたずねました。

『「仕事」を優先したい』のは全体で28%だが、『「仕事」を優先している』のは全体で18.3%と、男女ともに希望と現実で大きな開きがあることがわかる。



◎市民意識調査の概要（令和元年8月実施）

調 査 対 象	満１８歳以上の市民（平成３１年１月１日現在）			
標 本 数	女性８００人	男性８００人	計１６００人	
抽 出 方 法	住民基本台帳に基づく無作為抽出			
調 査 方 法	郵送によるアンケート調査			
有効回収数	全体５０３	女性２６０	男性２２９	答えない ４
有効回収率	全体３１．４％	女性３２．５％	男性２８．６％	答えない ０．５％

男女共同参画をめぐる動き

年	国 連	日 本	京 都 府	福 知 山 市
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部に参与を設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催		
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館オープン	・京都府議会「婦人の地位向上のための請願」趣旨採択 ・女性政策担当の総合窓口設置 ・京都府婦人関係行政連絡会設置 ・京都府婦人問題協議会設置	
1979年 (昭和54年)	・国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択		・知事に京都府婦人問題協議会が「提言」を提出 ・京都府婦人対策推進会議設置	
1980年 (昭和55年)	・「国際婦人10年」―平等、発展、平和中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		・「京都府婦人の意識・生活実態調査」の実施	
1981年 (昭和56年)	・家族責任をもつ男女労働者に関する条約(ILO156号)	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・京都府議会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准促進に関する意見書を提出 ・「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定・公表	
1984年 (昭和59年)	・「国連婦人の10年」―平等、発展、平和の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキャップ地域政府間準備会議(東京)			
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人年10年」―平等、発展、平和ナイロビ世界会議 ・(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准 ・「国籍法」の改正 ・「男女雇用機会均等法」の公布		
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催		
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・婦人問題企画推進本部参与拡充	・「婦人問題に関する意識・実態調査」の実施 ・京都府婦人関係行政推進会議発足 ・京都府婦人問題検討会議設置	
1988年 (昭和63年)			・京都府婦人問題検討会議が知事に「提言」を提出	・女性政策担当窓口を社会労政課に設置し、総合的な女性施策の取組を開始(7月)
1989年 (平成元年)		・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	・「KYOのあけぼのプラン」策定・公表 ・京都府女性政策推進本部設置 ・京都府女性政策推進専門会議設置	・女性行動計画策定のための、福知山市女性政策問題検討委員会を設置(10月) ・福知山市女性問題対策推進協議会を設置(10月)
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地域委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第3回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)」策定 ・「育児休業法」の公布		・「福知山市新総合計画」で男女共同参画計画の形成をめざし、女性問題を行政課題として位置づけ(3月) ・福知山市女性問題検討委員会が「福知山市女性行動計画策定にかかる提言」を提出(10月)
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行		福知山市女性行動計画「はばたきプラン」策定(3月)前期実施計画(平成4年～7年)
1993年 (平成5年)	・女性に対する暴力撤廃宣言		・KYOのあけぼの府民意識・実態調査の実施	・福知山市女性行動計画「はばたきプラン」推進のため、市長の諮問機関として福知山市女性政策推進懇話会を設置(9月)

年	国 連	日 本	京 都 府	福 知 山 市
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置	・京都府女性政策推進専門家会議「KYOのあけぼのプラン改定についての提言」を提出	
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	・第4回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団を派遣	
1996年 (平成8年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがいてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・KYOのあけぼのプラン改定 ・京都府女性総合センター開館	・福知山市女性行動計画「はばたきプラン」の推進強化を第3次総合計画で位置づけ(3月) ・福知山市女性行動計画「はばたきプラン」を見直し、後期実施計画(平成8年～12年度)を策定(3月)
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」の公布		
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」を答申		・女性政策の推進を図る専門窓口として、市民部管理課に女性対策係を設置(4月)
1999年 (平成11年)	・エスキャップハイレベル政府間会議(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」の公布、施行(女性の参画の促進を規定) ・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申	・男女共同参画社会に関する府民意識調査の実施	・女性のエンパワメントを図ることを目的に、福知山市女性議会を開催(2月) ・男女共同参画に関する市民の意識と実態調査を実施(8～9月)
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定	・京都府女性政策推進専門家会議「新京都女性行動計画策定に向けての提言」を提出	・第3次福知山市総合計画後期基本計画 ・「女性対策係」を「女性政策係」に、「福知山市女性問題対策推進協議会」を「福知山市女性政策推進協議会」に変更(4月) ・福知山市女性政策推進懇話会が「福知山市男女共同参画計画策定に向けた提言」を提出(12月)
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行 ・「男女共同参画週間」(6/23～29)実施 ・「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～25)実施	・「京都府男女共同参画計画ー新KYOのあけぼのプラン」策定	・福知山市男女共同参画計画「新はばたきプラン」を策定(3月) ・「人権教育のための国連10年福知山市行動計画」を策定(4月)
2002年 (平成14年)		・「改正育児・介護休業法」施行		・市民人権部人権推進室に「男女共同参画推進係」設置 ・「福知山市女性政策推進懇話会」を「福知山市男女共同参画推進懇話会」に変更 ・「福知山市女性政策推進協議会」を「福知山市男女共同参画推進会議」に変更
2003年 (平成15年)		・少子化社会対策基本法 ・次世代育成支援対策推進法		
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	・「京都府男女共同参画推進条例」施行	・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施(9月)
2005年 (平成17年)		・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「児童福祉法」改正 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「京都府女性チャレンジオフィス」設置 ・「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」策定	・福知山市男女共同参画推進懇話会から「福知山市男女共同参画計画(後期計画)」答申(12月)
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正(6月)翌年度施行	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定	・福知山市男女共同参画計画「新はばたきプラン」を見直し、後期計画(平成18年度～22年度)を策定(3月) ・福知山市男女共同参画推進懇話会が「福知山市男女共同参画推進条例(仮称)への提言」を提出(3月) ・福知山市男女共同参画推進条例施行(10月) ・福知山市男女共同参画審議会設置(12月)

年	国 連	日 本	京 都 府	福 知 山 市
2007年 (平成19年)		・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和の推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		・「女性の参画加速プログラム」策定		・福知山市人権施策推進計画を策定(1月)
2009年 (平成21年)		・男女共同参画のシンボルマーク決定	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 ・「男女共同参画に関する府民意識調査」の実施	・男女共同参画に関する市民意識調査を実施(8月)
2010年 (平成22年)		・「(改正)育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・京都府家庭支援総合センター開所 ・マザーズジョブカフェ開所	・福知山市男女共同参画審議会から「第3次福知山市男女共同参画計画」答申(11月)
2011年 (平成23年)	・UN Woman(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)発足		・京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン(第3次)」策定 ・マザーズジョブカフェ北部サテライト開設 ・京都ワーク・ライフ・バランスセンター開所	・第3次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン2011」(平成23～32年度)を策定(3月)
2012年 (平成24年)				・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定(3月)
2013年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「ストーカー規制法」改正		
2014年 (平成26年)			・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定	・男女共同参画に関する市民意識調査を実施(8月)
2015年 (平成27年)	・持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択 ・第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択(仙台)	・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)開所	・福知山市男女共同参画センター開設(8月)
2016年 (平成28年)		・G7伊勢志摩サミット開催 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行	・京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン(第3次)」後期施策策定 ・「京都府女性活躍応援計画」策定 ・京都ウィメンズベース発足(8月)	・第3次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン2011」を見直し、後期計画(平成28年度～32年度)を策定(3月)
2017年 (平成29年)		・「刑法」改正	・輝く女性応援京都会議(地域会議)発足 ・「京都ウィメンズベースアカデミー」開設 ・「京都女性活躍男性リーダーの会」発足	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第2次)」策定(5月)
2018年 (平成30年)	・「途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」、「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に関するシャルルボワ・コミットメント」(G7シャルルボワ・サミット) ・「APEC女性と経済フォーラム2018 声明」採択 ・G20ブエノスアイレス・サミット開催	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「(改正)子ども・子育て支援法」施行	・第30回KYOのあけぼのフェスティバル開催 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改訂 ・「京都女性活躍応援計画」改訂	
2019年 (令和元年)	・W20 日本開催 ・IOL(国際労働機構)、ハラスメント禁止条約採択	・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施 ・「WIT KYOTO」開催	・男女共同参画に関する市民意識調査を実施(8月)
2020年 (令和2年)	・新型コロナウイルス感染症の世界的流行	・「DV防止法に基づく基本方針」改訂 ・「女性活躍・パワハラ規制法」施行 ・「改正労働施策総合推進法」施行 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「KYOのあけぼのプラン(第4次)」策定	・男女共同参画審議会から「第4次福知山市男女共同参画計画」答申(11月)
2021年 (令和3年)	・新型コロナウイルス感染症の世界的流行			・第4次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン2021」(令和3年度～12年度)を策定

はばたきプラン 2021

2021（令和3）年3月発行

福知山市地域振興部人権推進室 男女共同参画センター
福知山市字内記 100 番地

【TEL】 0773-22-6111（代表） 0773-24-7022（直通）

【Email】 jinken@city.fukuchiyama.lg.jp

【HP】 <http://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/6/>
